

昭和学院短期大学学生の氏名表記等の取扱いに関する要項

1. 学生の氏名表記について
住民票又は在留カードに記載のとおりとする。

2. 氏名の変更について
在学中に婚姻等により氏名を変更した場合は、戸籍抄本を添えて、改姓（名）届を直ちに提出しなければならない（入学願書に記載された氏名が入学前に変更された場合も含む）。

3. 通称名について
 - （1）通称名を使用できる場合
 - （ア）外国籍である学生が住民票に記載されている通称名を使用する場合
 - （イ）婚姻等により改姓した学生が旧姓を使用する場合
 - （ウ）その他、必要と認められる場合

 - （2）通称名使用の申出
通称名使用を希望する学生は、通称名使用届を提出しなければならない。

 - （3）在学又は休学中の取扱い
届を提出し、許可を得た者は、通称名を使用することとする。ただし、本学発行の証明書（卒業証書を含む。）は原則として戸籍上の氏名で表記する。

 - （4）卒業又は退学後の取扱い
学生が卒業又は退学した後は、通称名の使用を中止するものとする。

 - （5）通称名使用に伴う事柄
通称名使用により生じた事柄については、学生の責任において対処・解決することとする。

附 則

- 1 この要項は、2022年7月6日から施行する。

